

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則【都市戦略局都市再生推進部事業推進課】

2

北九州市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 2 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 5 4 号

北九州市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則

北九州市土地区画整理事業保留地処分規則（平成 6 年北九州市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条各号列記以外の部分中「当該通知を受けた日の翌日から起算して 1 0 日以内」を「市長が指定する日まで」に改める。

第 2 0 条第 1 項中「契約締結の日から起算して 3 0 日以内」を「契約で定める日まで」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。